

『 令和8年度採用（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査 』

『 令和9年度採用（令和8年度実施）高知県公立学校教員採用候補者選考審査

大学3回生等を対象とした教職・一般教養事前認定選考審査 』

実施要項



令和7年10月14日

高知県教育委員会

審査日 令和7年12月14日（日）

受付期間 令和7年10月17日（金）～ 11月18日（火）

（郵送物は、11月18日までの消印があるものに限り、受け付けます。）

（審査に関する問い合わせ）

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 TEL 088-821-4903

教職員・福利課採用担当メールアドレス saiyo@ken.pref.kochi.lg.jp

教職員・福利課ホームページアドレス <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/>

※ 悪天候等の際は、会場等を変更する場合があります。その場合ホームページで周知するとともに、受審者本人のマイページにも通知します。

※ 文部科学省提供の問題を使用し、全国統一日程による実施のため、高知県において実施できない場合は中止となる場合があります。

1 令和8年度採用（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査

（1） 審査の対象となる校種・職種及び採用予定人数

小学校教諭 ————— 40名程度

高等学校教諭 水産（機関） —— 1名程度

（2） 応募人数の上限（審査会場の都合上、応募人数に上限を設けています。）

120名 ※上限に達した場合、「本申込み」の先着順に受審できるものとし、マイページにて通知します。

ただし、応募状況により、応募の少ない校種・教科を優先する場合があります。

（3） 受審資格

次の①から③のいずれにも該当する者とする。

① 受審する校種・職種等に応じ、次の〔1〕または〔2〕に定める普通免許状（ただし、教員免許更新制において令和8年4月1日時点で有効な普通免許状とする。以下同じ。）のいずれかを有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者

* 教員免許更新制において、直近の修了確認期限又は有効期間の満了の日が令和4年7月1日以降となっている場合、もしくは令和4年6月30日時点で旧免許状が休眠状態となっている場合、又は令和4年7月1日以降に新しく免許を取得している場合

〔1〕 小学校教諭：小学校教諭の普通免許状

〔2〕 高等学校教諭：高等学校教諭の普通免許状 水産（機関）

なお、「水産（機関）」については、「水産」又は「商船」の普通免許状とします。

※「水産（機関）」については、免許状を有しない者でも出願できる制度があります。詳細は本要項内の10の項目（社会人特例出願）にて確認してください。

② 昭和39年4月2日以降に生まれた者

③ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格事項のいずれにも該当しない者

※ 令和7年5月に実施しました高知県教員採用審査を受審した方も、再度、受審可能です。

※ 他自治体の令和8年度（令和7年度実施）教員採用審査において、最終合格者（名簿登載者）となっていない者を対象とします。

(4) 審査内容

審査区分	審査時間	審査内容
教職専門審査	10:30～11:50	教員として必要な教職・一般教養及び専門分野に関するもの
面接審査	12:50～	模擬授業及び口頭試問、個別面接

(5) その他

- ・合格者は、令和8年度採用（令和8年4月1日付け）採用候補者名簿掲載者となります。
- ・任期付教員採用候補者選考審査も併せて実施します。詳細は本要項内の11の項目（育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る任期付教員採用候補者選考審査）にて確認してください。

2 令和9年度採用（令和8年度実施）高知県公立学校教員採用候補者選考審査 大学3回生等を対象とした教職・一般教養事前認定選考審査

(1) 審査の対象となる校種・職種

- ・小学校教諭
- ・中学校教諭
- ・特別支援学校教諭（小学部及び中学部・高等部）

(2) 応募人数の上限（審査会場の都合上、応募人数に上限を設けています。）

350名 ※上限に達した場合、「本申込み」の先着順に受審できるものとし、マイページにて通知します。
ただし、応募状況により、応募の少ない校種・教科を優先する場合があります。

(3) 受審資格

次の①から③のいずれにも該当する者

- ① 令和9年度採用（令和8年度実施）高知県公立学校教員採用候補者選考審査を受審する者
- ② 令和8年度中に大学等を卒業（修了）見込みの者（在学証明書を提出すること）
- ③ 審査の対象となる校種の普通免許状を有する者又は令和8年度末までに取得見込みの者

(4) 審査内容

審査区分	審査時間	審査内容
教職・一般教養審査	10:30～11:30	教員として必要な教職・一般教養に関するもの

(5) その他

- ・合格者は、令和9年度採用（令和8年度実施）高知県公立学校教員採用候補者選考審査における「教職・一般教養審査」を免除します。

3 出願の手続

出願は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課（以下「教職員・福利課」という。）のホームページからシステムにアクセスし、下の申込みの流れに沿って全ての必要項目を入力のうえ、出願受付期間内に送信してください。パソコンやスマートフォンでインターネットに接続することができない者は、令和7年11月11日（火）までに教職員・福利課に電話で問い合わせてください。

<出願受付期間>

令和7年10月17日（金）8時30分から11月18日（火）17時15分まで

- ※（6）に掲げる提出書類を郵送する場合、11月18日（火）までの消印のあるものまで受理します。

<インターネット申込みの流れ>

(1) 事前準備 → (2) 申込システムにアクセス → (3) 会員登録 → (4) 会員登録(登録情報を編集) → (5) エントリー → (6) 提出書類(提出が必要な場合のみ)

- ※ 申込みは、「会員登録」及び「エントリー」が必要となります。

- ※ 受付期間内にエントリーまで完了しなかった場合は、受審できません。

(1) 事前準備

申込みには、次のものが必要です。申込手続を行う前に、ご準備ください。

- ・本人のメールアドレス
- ・証明写真データ ※ファイル形式は、画像 (.jpg、.jpeg、.png、.webp) のみとなります。

(2) 申込システムにアクセス

教職員・福利課ホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018040500013/>) から「高知県教員 採用審査申込システム」にアクセスしてください。

職員募集覧から、受審する「試験区分」を選択し、内容を確認のうえ「エントリー画面に進む」をクリックしてください。

- ① 会員登録をしていない方は (3) 会員登録 に進んでください。
- ② 会員登録をしている方は (5) エントリー に進んでください。

(3) 会員登録

利用規約を確認し同意のうえ、「お使いのサービスで簡単登録」又は「メールアドレスで会員登録」から入力画面に従い、必要事項を入力し登録してください。

登録したメールアドレス宛てに「会員登録のお願い」が送信されますので、本文中に記載されているURLをクリックすると、「登録完了のご連絡」メールが送信されます。

※ 登録時に設定したパスワードは以後の手続きに必要です。必ず控えておき大切に保管してください。

(4) 会員登録（登録情報を編集）

ログイン後、システム内で「マイページ」を選択し、「登録情報を編集」をクリックしてください。入力画面に従い、「基本情報」の氏名、電話番号、プロフィール写真(証明写真)、住所及び「職歴・学歴」の応募時必須の欄をすべて入力・登録してください。

※「基本情報」の自己PR、資格・語学力欄、「希望条件」及び「スカウト設定」は入力不要です。

※「職歴・学歴」の学歴欄は、最終学歴までご入力ください。

(5) エントリー

エントリーフォームの必要事項を入力して、エントリーを完了させてください。

完了すると、登録したメールアドレス宛てに「エントリー完了のお知らせ」メールが自動送信されます。

この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に教職員・福利課へお問い合わせください。

受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合はあるほか、受付期間終了の直前は、システムが込み合う恐れがあります。余裕を持って申込みを行ってください。使用される機器や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

なお、エントリー完了後、登録内容の削除(退会手続き)を行った場合は受審ができません。

(6) 提出書類

次の①もしくは②を受審する者は、それぞれ書類を出願受付期間内に、下記(7)の提出先に郵送又は持参してください。(出願受付期間内に提出された書類のみ受理します。また、提出された書類等は返却しません。)

① 令和8年度採用(令和7年度実施)高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査を受審する者

- 自己評価書(様式1)
- 申告書(様式2)
- 実技調書(様式3) (小学校教諭志願者のみ提出)
- 加点申請書(様式4) (加点申請をする場合のみ提出)

※ 申請の条件については、本要項内の8の項目(特定の資格等による加点)にて確認してください。

② 令和9年度採用(令和8年度実施)高知県公立学校教員採用候補者選考審査

大学3回生等を対象とした教職・一般教養事前認定選考審査を受審する者

- 在学証明書

(7) 提出書類の受付

(提出先) 〒 780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 (高知県庁西庁舎2階)

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当

郵送の場合は、封筒の表に『受審する審査名』及び『採用審査に係る提出書類在中』と朱書してください。郵便事故に対応するため簡易書留による郵便を推奨します。宅配便は不可とします。

(8) 受審票の交付

受審票は、12月5日(金)に交付を予定しています。登録されたメールアドレスに「受審票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受審票をダウンロードしてA4サイズ用の紙に印刷してください。

なお、12月8日(月)までに電子メールが届かない場合は、教職員・福利課に問い合わせてください。

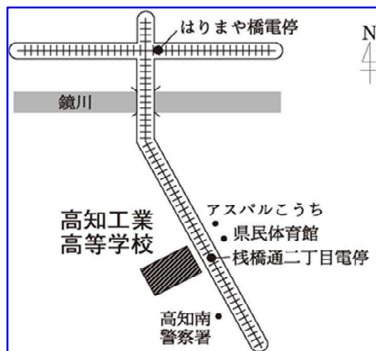
印刷した受審票は、記載内容を確認し、確認した年月日を記入のうえ、受審者本人が署名して審査日に必ず持参してください。受審票を忘れた場合は、受審できないことがあります。

4 選考審査の実施

(1) 審査日 令和7年12月14日(日)

(2) 会場 高知県立高知工業高等学校 (高知市棧橋通2-11-6)

審査当日の連絡先：教職員・福利課 採用専用携帯 TEL 090-4978-4903



(3) 日程 詳細については、受審票交付時に通知する「受審案内」でお知らせします。

(4) 各審査の配点

① 令和8年度採用(令和7年度実施)高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査

筆記審査	面接審査	合計
300点	300点	600点

※加点申請者は上記の合計得点に加点があります。詳しくはP10~P11で確認してください。

② 令和9年度採用(令和8年度実施)高知県公立学校教員採用候補者選考審査
大学3回生等を対象とした教職・一般教養事前認定選考審査

筆記審査
200点

5 選考審査結果の情報提供

選考審査の受審者は、教職員・福利課への郵送又は口頭にて、選考審査結果の情報提供を申し出ることができます。

(1) 対象者 選考審査の受審者

(2) 申出期間 審査結果を通知した日の翌日から1月間

(3) 申出方法

① 郵送による場合

必要事項を記入した「選考審査結果情報提供申出書（教職員・福利課ホームページに様式を掲載）」、受審番号が交付された「受審票」及びあて先を記入した返信用封筒（定形、縦14～23.5 cm×横9～12 cm）に460円切手（簡易書留相当分）を貼り、これらを同封し、教職員・福利課に郵送してください。

② 口頭による場合

教職員・福利課の窓口で、必要事項を記入した「選考審査結果情報提供申出書」及び受審番号が交付された「受審票」を提示のうえ、口頭による開示請求であることを申し出てください。電話による申し出はできません。なお、上記（2）の申出期間中の土日祝日を除き、8時30分から17時15分まで（ただし、12時から13時までの時間帯は除きます。）受け付けます。

6 選考審査結果の通知

令和8年1月16日（金）（予定）に、教職員・福利課ホームページに合格者の受審番号を掲載するとともに、受審者全員のマイページに通知します。

7 受審時の主な注意事項

- (1) 受審票は選考審査当日、必ず持参してください。受審票を忘れた場合は、受審できないことがあります。
- (2) 審査会場は土足可能のため、靴のままでお入りください。
- (3) 審査会場へは、原則として車の乗り入れを禁止します。公共の交通機関を利用してください。また、周辺への無断駐車や近隣の店舗等への一時的な駐車は、絶対にしないでください。
家族の方などに送迎をお願いする際も、審査会場入口に面した道路に駐車すると、他の車や近隣住民の迷惑となりますので、絶対にしないでください。
- (4) 昼食が必要な者は、各自で準備してください。
- (5) 審査会場のゴミ箱は使用できませんので、ゴミは各自が持ち帰ってください。
- (6) 審査会場は、敷地内禁煙となっています。

8 特定の資格等による加点

加点制度とは、次の「（1）加点制度とする資格等」の①から⑩までのいずれかに該当し、その資格や実績を申請した者に対して、それぞれ点数を定め、審査項目の合計点に加点するものです。ただし、加点は、インターネット出願で該当する申請書をチェックするとともに、提出書類の受付期間内に、「加点申請書（様式4）」とともに、「（2）申請に必要な書類等」の資格証明書又は実績の証明ができる書類が提出された場合に限り対象とし、取得見込みの場合は、申請できません。なお、複数の申請の場合については、加点の合計の上限を60点とします。

(1) 加点対象とする資格等

- ① 司書の資格又は司書教諭の資格（5点加点）
- ② 臨床心理士の資格（30点加点）
- ③ 小学校教諭受審者は、次のア・イのいずれか1つについて申請ができます。ウ・エについてはいずれも申請することができます。
ア 中学校教諭の普通免許状（英語）（20点加点）
イ 中学校教諭の普通免許状（英語以外）（10点加点）
ウ 2年以上のALT（外国語指導助手（英語））の経験者（20点加点）

- エ 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者（20点加点）
- ④ 高等学校教諭受審者は、次のアについて申請できます。
- ア 情報以外の教科の受審者は、高等学校教諭の普通免許状（情報）（20点加点）
- ⑤ 特別支援学校教諭又は盲学校教諭、聾学校教諭若しくは養護学校教諭の普通免許状（10点加点）
- ⑥ 英語に関する資格（小学校教諭受審者はア・イのいずれか1つについて、高等学校教諭受審者はウについて申請ができます。）
- ア 英検準1級以上合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者（20点加点）
- イ 英検2級合格者、TOEFL iBT42点以上取得者又はTOEIC550点以上取得者（10点加点）
- ウ 英検準1級以上合格者、TOEFL iBT72点以上取得者又はTOEIC785点以上取得者（15点加点）
- ※英検＝（公財）日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定
TOEFL＝国際教育交換協議会が実施するTOEFL（ITPは除く。）
TOEIC＝（一財）国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC（IPテストは除く。）
- ※TOEFL及びTOEICについては、令和5年7月以降の取得に限る。
- ⑦ スポーツの実績（次のアからウまでのいずれか1つについて申請ができます。）
- ア 高等学校卒業以降、オリンピック（又はパラリンピック）、世界選手権（又は世界選手権に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（30点加点）
- イ 高等学校卒業以降、アジア大会（又はアジア大会に相当する障害者の大会）に日本代表として出場（20点加点）
- ウ 高等学校卒業以降、国民体育大会で入賞（10点加点）
- ⑧ 小学校教諭受審者は、理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー：（以下「CST」という））養成拠点構築プログラムを修了した者（20点加点）
- ⑨ IB（国際バカロレア）教員資格認定者は、次のア・イのいずれか1つについて申請ができます。
- ア IB ACTL（15点加点）
- イ IB CTL（10点加点）
- ⑩ 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間のうち、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」、「シニア日系社会ボランティア」として、2年の任期を満了する派遣経験者（15点加点）

（2）申請に必要な書類等

加点申請する場合は、加点申請書（様式4）とともに、以下に示すそれぞれの資格等の証明に係る証拠書類を出願受付期間内に提出してください。加点申請書及び証拠書類が提出されない場合の加点申請は認められません。

- ※ ①、②の加点申請は、それぞれの資格証明書等のコピーを提出してください。
- ※ ③のア・イ、④及び⑤の加点申請は、受審校種・教科を含め、加点申請に係る免許状のコピーを提出してください。
- ※ ③ウの加点申請は、ALT（外国語指導助手（英語））として勤務した期間を証明できる書類のコピーを提出してください。
- ※ ③エの加点申請は、国際協力機構の発行する「派遣証明書」又は海外留学歴と期間を証明できる書類、在外教育施設等での勤務実績と期間を証明できる書類のコピーを提出してください。
- ※ ⑥の加点申請は、実用英語技能検定の合格証のコピー、TOEFL得点証明書又はTOEIC得点証明書のコピーを提出してください。
- ※ ⑦の加点申請は、本人の実績であることが特定できる証明書等のコピーを提出してください。
- ※ ⑧の加点申請は、理数系教員（CST）養成拠点構築プログラムの修了証又は認定証のコピーを提出してください。
- ※ ⑨の加点申請は、資格認定証等のコピーを提出してください。
- ※ ⑩の加点申請は、国際協力機構の発行する「派遣証明書」のコピーを提出してください。

9 給与

令和7年4月1日時点での初任給は、大学卒業者で263,744円（教職調整額、義務教育等教員特別手当含む）ですが、採用前の職歴、所有免許・資格等に応じて加算される場合があります。また、期末手当及び勤勉手当が支給されるほか、支給要件に該当する人には、給料の調整額、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

10 社会人特例出願

(1) 募集する校種・職種及び教科等・採用予定人数

高等学校教諭「水産（機関）」————— 1名程度

※採用予定人数は令和8年度採用（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査の採用予定人数を含む人数です。

(2) 受審資格

昭和39年4月2日以降に生まれた者で、次の①に掲げる校種及び教科の区分に定める要件を満たし、かつ、②・③の要件を全て満たす者

また、この受審資格を満たす者が採用候補者名簿登載者となった場合、登載後に実施される特別免許状授与のための教育職員検定に係る審査会（免許法第5条第4項関係）において合格が適当と認められなかった場合は、採用されません。

① 大学等を卒業後、令和7年3月31日現在で、水産（機関）に関連する研究施設、民間企業、官公庁（海技士養成機関での職務経験を含む。）において、通算3年以上の水産（機関）に関連する職務経験がある者

または、3級海技士（機関）以上の免状を有し、高等学校卒業後、令和7年3月31日現在で、水産（機関）と関連する船舶等における職務経験（海技士養成機関での職務経験を含めてもよい。また、この期間の免状の有無は問わない。）が通算3年以上ある者

※「大学等」には、該当する教科に関連する短期大学、専門学校、高等専門学校を含みます。職務経験の期間には、6月以上継続して就業した期間が該当し、複数の職務経験がある場合には通算することができます。ただし、国・公立学校及び私立学校の正規の教員（実習助手等を含む。）であった期間、臨時教員（海技士養成機関での職務経験は含まない。）、パート又はアルバイトとして雇用された期間及び休職等の期間を除きます。

② 高等学校教諭の普通免許状（受審する教科等のものに限り、実習に関する免許状を除く。）を有しない者

③ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者

(3) 提出書類

次の書類を出願受付期間内に提出してください。

① 職務経験を証明する書類（勤務先、職名、勤務期間が記載された勤務先発行のもの（船員については船員手帳の写しも可））

② 社会人特例出願申請書（様式5）

③ 実績調書（様式6）

※ 必要な書類が出願受付期間内に提出されない場合には、受審できないことがあります。

(4) 選考審査

「4 選考審査の実施」に準じて審査を実施します。

11 育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る任期付教員採用候補者選考審査

(1) 選考方法

令和8年度（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査において、正規教員と育児休業及び配偶者同行休業の代替に係る任期付教員採用候補者（以下、「任期付教員」という。）の名簿登載選考を併せて行います。

(2) 任期及び配置条件

任期付教員は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、任期付教員採用候補者名簿に登載され、育児休業又は配偶者同行休業を取得する教員の代替として配置されます。任期は、原則として、教員の育児休業期間又は配偶者同行休業期間に応じて設定されますが、期間が短縮された場合等において、人事異動を行うことがあります。なお、名簿登載期間中であっても、臨時教員として配置される場合や、教員の休業取得状況によっては、名簿登載されても採用されない場合があります。

(3) 勤務条件

正規教員と同様の職務に従事し、任期が定められること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇及び服務等）についても原則として同様の扱いになります。

(4) 応募方法

令和8年度（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査への出願の際に、希望の有無を入力してください。記載のない場合は希望無しとみなし、候補者名簿への登載対象としません。

※すでに任期付教員として名簿登載されている者は、「希望する」を選択してください。

(5) 任期付教員採用候補者名簿への登載及び結果の通知

任期付教員採用候補者名簿の登載は、原則として、出願時に当該登載を希望した者であって、受審した者のうち高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載されなかった者を対象に選考を行って決定します。任期付教員採用候補者名簿の登載発表は、令和8年1月16日（金）（予定）付けで、マイページに通知するとともに、教職員・福利課ホームページに名簿登載者の受審番号を掲載します。なお、任期付教員として名簿登載された場合であっても、追加発表により高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載されることがあります。高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載されたときは、任期付教員採用候補者名簿への登載は無効となります。

12 その他の留意事項等

- (1) 出願内容及び提出書類等において虚偽の内容や、教員としてふさわしくない事実が判明したときは、採用候補者名簿に登載となった場合でも名簿登載を取り消し、採用しないことがあります。
- (2) 令和8年度高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載された者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出することが必要です。健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合や、指定する日までに健康診断書が提出されない場合は、採用候補者名簿に登載された者であっても、採用されないことがあります。
- (3) 妊娠等により、採用後就職が困難となった場合であって、高知県教育委員会が認めた時は、名簿登載期間を翌年度末まで延長することができますので、教職員・福利課にご相談ください。
- (4) 申し込み後、高知県及び他自治体の令和8年度（令和7年度実施）教員採用審査において、最終合格者（名簿登載者）となった場合は、速やかに教職員・福利課までご連絡ください。
- (5) 令和8年度採用（令和7年度実施）高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査で、採用候補者名簿登載者が確保できない場合は、採用候補者名簿登載者及び任期付教員採用候補者名簿の追加を発表する場合があります。